

役員日当・出張旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人こぼと会（以下「法人」という）こぼと保育園の役員等の日当及び出張旅費に関する事項を定める。

(定義)

第2条 この規程でいう役員等とは、理事、監事及び評議員をいう。

(日当)

第3条 役員等の日当について以下のとおり支給し、交通費は日当に含める。但し、遠方の役員等については交通費を実費支給することがある。

項目	日当
理事会・ <u>評議員会</u> ・監事監査の出席	3,000円
税理士による監事監査	30,000円
行政指導の立会い等	30,000円

(出張旅費)

第4条 役員等が法人業務のため出張する場合は、以下のとおり日当及び旅費等を支給する。

- 2 交通費は、普通運賃を実費支給する。必要に応じて、急行・新幹線の料金を支給する。
- 3 自動車を利用した場合は、燃料、駐車料、有料道路通行料を支給する。但し、それらを証明するものを提出した場合に限り支給する。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後清算することができる。

	近接地出張（片道50km未満）	遠隔地出張（片道50km以上）
日当	3,000円	5,000円
交通費	実費	実費
宿泊費	—	実費

(改正)

第5条 本規程を改正する必要がある場合には、理事会及び評議員会の議決を経なければならない。

付 則

1. この規則は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
2. 平成 25 年 11 月 30 日 一部改定
3. 平成 29 年 6 月 10 日 一部改定